

道州制導入に反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により「真の分権型社会の実現を図るため、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに7月18日には、「分権型社会の実現を図るため、道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案を国会へ提出する動きが依然としてみられる。また、野党の一部においては既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっている。道州制導入後の「基礎自治体の姿」を提示されない現状のままでは、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の合併を余儀なくされる恐れがある。さらに、市町村の再編により住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうのではないかと憂慮する。

国と地方の役割分担の見直しにあたっては、政府は、基礎自治体のあり方、権限・事務・税財源の移譲等を具体的に示し、国民に対して丁寧な説明を行い、地方の意見を十分に踏まえたうえで進めるべきである。

よって、我々播磨町議会は、結論ありきの道州制の導入には反対するものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月11日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
副総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
内閣府特命担当大臣
(地方分権改革)
道州制担当大臣

} 様

兵庫県播磨町議会